

青森県報

第百八十六号

令和二年
七月二十二日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
- 准看護師試験の実施に関する事務を行う者の指定……………(医療薬務課) ……二
- 地方卸売市場の認定……………(総合販売戦略課) ……二
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……三
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三
- 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……四
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 教育委員会
- 教育庁OAシステム賃貸借契約(令和二年十月更新分)に係る一般競争入札……………(教育政策課) ……六

監査委員

○監査結果(エネルギー開発振興課)……………(事務局) ……八

労働委員会

○あっせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……八

告

示

青森県告示第五百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
弘前医療福祉大学在宅ケア研究所附属訪問看護リハビリテーション所	弘前市大字小比内三丁目一八の一	令和二年七月二十二日

青森県告示第五百九十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

協同組合 下前漁業	丸中五所 川原中央 水産株式 会社	むつ市
北津軽郡中 泊町大字小 ○七字の一 泊町大字二	五所川原市 大字広田字 五柳沼六五 の	むつ市中央 一丁目八の
地方卸売 市場協同 組合魚市 場	五所川原 地方卸売 市場丸中 五所川原 中央水産 株式会	地方卸売 市場大畑 町魚市場
北津軽郡中 泊町大字小 ○七字の一 泊町大字二	五所川原市 大字広田字 五柳沼六五 の	むつ市大畑 町湊村地内
鮮魚介類、冷 凍魚介類、塩 干及び加工品 類、海藻類及 び海獣類	鮮魚品、冷 凍品、塩蔵 品・加工品 (食肉、その 他の加工食料 品)	鮮魚介類、塩 干、凍魚介 類、海藻類 及び海獣肉、 加工品、そ 他の水産物
〃	〃	〃

青森県告示第五百九十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和二年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

北津軽郡中泊町大字高根字小金石七二四、八四四、一〇二八、一〇三四、一〇三五、一〇三八から一〇四〇まで、一〇四三、一〇四四の一、一〇四四の二、一〇四五、一〇四六、一〇五二、一〇五七、一〇六三、一〇六四の一から一〇六四の七まで、一〇六五、一〇六九、一〇七〇の一、一〇七〇の二、一〇七三から一〇七七まで、一〇七八の一、一〇七八の二

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び中泊町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

令和二年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マザーフィールド

三 代表者の氏名

清藤 哲夫

四 主たる事務所の所在地

弘前市

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市内のひとり親家庭等（児童扶養手当受給世帯、及びこれに準ずる世帯をいう。以下同じ。）に対して、ひとり親等の就労の場の提供と子育てを支援する事業を実施することにより経済的かつ社会的自立支援を図り、もって地域

福祉の向上に寄与することを目的とする。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和二年七月二十二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和二年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者
堀内 俊春	青森市	青森市浪岡大字下石川字岡田一七三ほか二筆
株式会社タナカ ふあーむ	弘前市	弘前市大字種市字板橋二四六ほか一筆
株式会社タナカ ふあーむ	弘前市	弘前市大字種市字板橋二三八ほか一筆
前山 太祐	三戸郡新郷村	三戸郡新郷村大字西越字中鶴間五〇の一ほか二筆
阿部 啓子	五所川原市	五所川原市大字原子字山元三二〇の一
阿部 啓子	五所川原市	五所川原市大字原子字山元三六の一ほか五筆
ジャパンアップル 株式会社	青森市	五所川原市大字鶴ヶ岡字福田一〇八三ほか二筆
神 孝	西津軽郡鰺ヶ沢町	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字下清水崎五三の二ほか一筆
神 孝	西津軽郡鰺ヶ沢町	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中清水崎五三ほか一筆
中野渡 勝則	十和田市	十和田市大字深持字佐々木平一五〇の一ほか一筆
中村 義信	十和田市	十和田市大字米田字岡谷地尻四三ほか三筆

竹浦 寿広	十和田市	十和田市大字三本木字野崎三二一の一ほか一筆
宮里 正貴	上北郡東北町	上北郡七戸町字道ノ下七〇の一七
宮里 正貴	上北郡東北町	上北郡七戸町字道ノ下七〇の四五ほか一筆
天間 正大	上北郡七戸町	上北郡七戸町字松ヶ沢一七〇の一
久田 恒志	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字大落瀬字柴山五五の九八ほか一筆
山本 洋一	むつ市	むつ市大字田名部字内田四二の六四七ほか三筆
原 英輔	むつ市	むつ市大字田名部字内田四二の六五二
加藤 昌寛	むつ市	むつ市大字田名部字内田四二の六五一のうち
大平 貞伸	むつ市	むつ市大字田名部字内田四二の一九五一ほか一筆

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、第3西津軽地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年七月二十七日から同年八月二十四日まで
- 三 縦覧の場所
つがる市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、川林排水機場地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年七月二十七日から同年八月二十四日まで
- 三 縦覧の場所
つがる市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、車力排水機場地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年七月二十七日から同年八月二十四日まで
- 三 縦覧の場所
五所川原市役所及びつがる市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、四和ダム地区の県営土地改良事業（防災ダム事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して

六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月二十七日から同年八月二十四日まで

三 縦覧の場所

十和田市、六戸町及び五戸町

教 育 委 員 会

教育庁OAシステム賃貸借契約（令和二年十月更新分）に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年七月二十二日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

教育庁OAシステム 一式

二 賃貸借期間

令和二年十月一日から令和七年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の

減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成十三年四月一日施行）第五で規定する競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約について、Aの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係資料を添えて、令和二年八月十四日午後五時までに青森県教育庁教育政策課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ

ないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県教育庁教育政策課情報広報グループ

電話 〇一七―七三四―九八六八

4 提出部数 一部

6 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県教育庁教育政策課情報広報グループ

電話 〇一七―七三四―九八六八

7 入札の日時及び場所

1 日時

令和二年九月一日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎西棟八階大会議室

8 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

9 入札保証金に関する事項

免除する。

10 契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第一百五十九条の規定による。

11 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

3 契約書作成の要否 要

13 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

14 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

15 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他

詳細は、入札説明書による。

4 契約金額

落札金額をもって令和二年度の契約金額とする。ただし、令和三年度から令和六年度までの各年度の契約金額は落札金額に二を乗じた額とし、令和七年度の契約金額は落札金額と同額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer System 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender :
2 : 0 0 p . m . September 1 , 2 0 2 0

3 Contact point for the notice :
System Management Section
Education Policy Division,
Aomori Prefectural Board of Education
1 - 1 - 1 Nagashima
Aomori City , Aomori 0 3 0 - 8 5 4 0
JAPAN
TEL 0 1 7 - 7 3 4 - 9 8 6 8

監 査 委 員

監 査 結 果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項並びに第5項の規定により令和2年3月10日にエネルギー開発振興課を監査したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月22日

青森県監査委員	須藤光昭
同	川嶋由紀子
同	寺田達也
同	花田栄介

監査箇所名	エネルギー開発振興課
監査年月日	令和2年3月10日
監査を実施した監査委員	須藤光昭 川嶋由紀子 寺田達也 花田栄介
監査事項	行政事務及び財務事務に関する執行状況

監査対象期間 平成30年度（平成30年4月1日から平成31年5月31日まで）

令和元年度（平成31年4月1日から令和元年12月31日まで）

監査結果

【指摘事項】

青森県量子科学センターに係る指定管理者に対する指導監督が適切に行われていない。

労 働 委 員 会

あっせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和二年七月二十二日

青森県労働委員会会長 大 澤 一 實

氏名	職	業
大澤 一實	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士	
岩谷 直子	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士	
大矢 奈美	青森県労働委員会委員（公益委員） 青森公立大学経営経済学部准教授	
伊藤 佑輔	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士	
細矢 浩志	青森県労働委員会委員（公益委員） 弘前大学人文社会科学部教授	
山内 裕幸	青森県労働委員会委員（労働者委員） 全日通労働組合青森支部特別執行委員	

其田 工	青森県労働委員会事務局審査調整課副参事
小坂 秀滋	青森県労働委員会事務局審査調整課長
前田 泰三	青森県労働委員会事務局長
小笠原 裕	青森県労働委員会委員(使用者委員) 一般社団法人青森県経営者協会専務理事
斎藤 悦朗	青森県労働委員会委員(使用者委員) 弘前航空電子株式会社顧問
藤本 和夫	青森県労働委員会委員(使用者委員) 協同組合青森総合卸センター専務理事
寺下 一之	青森県労働委員会委員(使用者委員) 寺下建設株式会社代表取締役社長
北村真夕美	青森県労働委員会委員(使用者委員) 株式会社青森経営研究所代表取締役社長
塩谷 進	青森県労働委員会委員(労働者委員) 日本労働組合総連合会青森県連合会会長
野坂 聡子	青森県労働委員会委員(労働者委員) オールユニバースユニオン執行副委員長
谷川 浩二	青森県労働委員会委員(労働者委員) 弘前愛成会病院労働組合執行委員長
小野 武司	青森県労働委員会委員(労働者委員) 三八五労働組合中央執行委員長

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円